

東京都行動計画（後期）の概要

1 行動計画の基本事項

>策定趣旨

次代を担う子供達が健やかに生まれかつ育成される社会の形成を目指す。

>対象事業等

- ・229事業(c.f.前期計画事業 160事業)
うち、30事業で目標数値を設定(c.f.前期計画 35事業)
- ・「保育計画」及び「ひとり親自立支援計画」を内包
- ・「少子化打破」緊急対策事業(平成22~24年度)を含む。

>計画期間

- ・平成22年度～平成26年度の5年間
(※前後2期計10年間の後期計画)

>後期計画の特徴

- ① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現
- ② 保育サービス及び子育て支援サービスに関するすべての家庭を対象とした包括的取組
※ 保育サービス等の目標整備量(東京都)は、各区市町村が、ニーズ調査(全国共通)を実施のうえ、潜在需要等を踏まえて設定した目標値を参考に設定
- ③ 社会的養護体制の質・量の充実に向けた取組

2 計画の進行管理等

>事業の進捗状況の報告・公表

- ・毎年度1回、個別事業の進捗状況調査を行う。
- ・その結果を学識経験者等で構成する「次世代育成支援計画懇談会」に報告し、意見を求める。
- ・併せて、ホームページ等で公表する。

>計画の評価・検証

- ・「行動計画策定指針」により、個別事業の評価に加え、個別事業を束ねた施策レベル及び計画全体についての評価を実施することが求められている。

東京都行動計画（後期）構成と主な事業

目標1 地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり

- ・一時預かり【保】
- ・ショートステイ【保】
- ・こども救命センターの整備【少】 平成22年度4か所
小児特有の症状に対応した高度な救命治療を実施
円滑な転院搬送のための施設間調整、地域医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施
- ・周産期医療システムの整備【少】 NICU 平成21年度末222床 ⇒ 26年度320床

【保】保育計画掲載事業
【親】ひとり親自立支援計画掲載事業
【少】「少子化打破」緊急対策掲載事業

目標2 仕事と家庭生活との両立の実現

- ・「東京しごとの日」の設定【少】
- ・働き方の改革「東京モデル」事業【少】
グループ企業や取引先等の働き方も一体で改革する先駆的なプロジェクトを支援し、先進事例として発信
- ・保育サービスの拡充【保・少】 利用児童数 平成21年度185,475人 ⇒ 26年度末228,500人
(35,000人増)
- ・定期利用保育事業【保・少】 利用児童数 平成26年度40万人
認証保育所等を活用し、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の保育サービスを拡充
- ・学童クラブ登録児童数の拡充【保・少】 登録児童数 平成21年度84,032人 ⇒ 26年度104,000人
(2万人増)
都型学童クラブの創設：午後7時までの開所、有資格の指導員の配置等の基準を満たした民間事業者に対して、都独自に運営費補助を行う。学校内設置の補助率を引き上げる仕組みも導入

目標3 次代を担う子供達がたくましく成長し自立する基盤づくり

- ・公立学校補習の充実【少】
- ・中学生の職場体験【少】

目標4 特別な支援を必要とする子供や家庭の自立を促進する基盤づくり

- ・養育家庭等の拡充 家庭的養護の社会的養護全体に占める割合 平成21年度27% ⇒ 26年度35%
- ・専門的、治療的ケア体制の充実
精神科医師、治療担当職員、個別ケア職員を配置するなどの機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数の拡大
- ・ひとり親家庭就業支援コーディネート事業【親】
ひとり親家庭に対して就職準備から就業後のアフターケアまで、個別的な支援を行う。
- ・ひとり親家庭在宅就業支援事業【親】
在宅就業を行うための研修や相談支援、在宅就業を行う企業の開拓などを行う。

目標5 子供の安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり

- ・子供を見守るボランティアリーダーの養成【少】
- ・安心で自由な子供の遊び場の整備【少】
- ・子育て世帯に配慮した住宅の技術指針の策定【少】